

令和5年第2回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年2月6日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	16番	高島 尚	17番	中山 一久
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮
推13	宮永 義一	推14	東 直幸	推15	大家 泉	推16	園田 勝義
推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

なし

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 次長 宮本真由美 参事 磯野 真悟
会計年度任用職員 小山久美子 会計年度任用職員 平本 和太

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
第8号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第3号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第4号 農地の形状変更届について
第5号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、定刻になりました。ただいまから開会いたします。

本日は農業委員総数19名のうち15番、境委員から欠席の届出があっており、18名の御出席であります。

農地利用最適化推進委員19名のうち、今のところ高本推進委員が到着されておりません。現時点18名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。

本日、総会のほうに御出席いただきましてありがとうございます。

先月は、1月は十年来に一度というような寒波ということで大変寒い日が続きました。そして2月になりまして立春ということですがけれども、少しは暖かくなってきましたけれどもまだまだ寒い日が続いておりますので、体調には気をつけてお過ごしいただきますようよろしくお願いいたします。

今回から3条申請につきまして、これまで受付をして現地確認をして議案審議というような手順でやってきましたけれども、大方現地調査の前、担当の箇所を委員に事前に確認してもらい、それから何か異議があれば事務局で視察してもらう。そういう手順に変更させていただきましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

実は、令和5年4月1日から3条の下限面積、5反要件が撤廃されます。そういうことで事前に確認したほうがいいかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それから、今日は農地の場所が確認しているときにわからないというような話もありましたので、今、地図情報の入ったタブレットを購入してありますので、それについて総会のあとで説明会をしていただいて、今後それをいろんな場面で活用していただきたいと思っております。

簡単ですがけれども挨拶とさせていただきます。

閉会後にタブレットの説明会があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。御審議をよろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日は、第5号から8号までの104件の議案審議です。それから、第3号から5号までの27件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録署名は、委員番号4番の岡田正治委員と5番の坂本正敏委員にお願い申し上げます。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

あわせて、採決の際は、議決権のある農業委員のみで挙手をお願いいたしたいと思っております。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は9件です。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。1ページをお願いいたします。

議第5号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、福岡市博多区と岩崎の申請人で、岩崎の田129㎡外1筆、計227㎡を兄へ贈与するものです。

2番、大阪府柏原市及び京都市山科区と築地の申請人で、築地の田655㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田289㎡外11筆、19,399㎡を子へ生前一括贈与するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、伊倉北方の申請人で、伊倉北方の畑1,107㎡を労力不足と規模拡大のため使用貸借権を設定するものです。

5番、玉名の申請人で、玉名の田870㎡外1筆、計1,848㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町鍋の田125㎡を相手方の要望と農地への進入

路用地のため売買するものです。

7番、横島町の申請人で、横島町横島の田3,969㎡外3筆、26,843㎡を子へ贈与するものです。報告第3号3番と関連しております。

8番、天水町の申請人で、天水町立花の田1,406㎡外1筆、計2,022㎡を経営移譲のため使用貸借権を設定するものです。

3ページをお願いいたします。

9番、天水町の申請人で、天水町小天の畑1,007㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

以上9件、合計53,233㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る1月31日及び2月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いしたいと思います。

それでは1番からお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人は博多に居住しており、玉名市に住んでいる兄に2筆、227㎡を贈与するものです。下限面積も満たしており、問題ないと考えます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大、面積は655㎡です。現地調査をした結果、問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

同じ経営体の父から子へ贈与するもので、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。4番の案件について説明します。

使用貸人と使用借受人は姉弟の間柄です。姉に当たる使用貸人は、亡き夫から相続した畑1,107㎡を使用借受人の弟と賃借権を設定するものです。使用貸人の姉は労力不足、借受人の弟は規模拡大をするということです。借受人は労働力、機械等の所有状況も問題なく、特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。5番の案件について説明いたします。

貸出人は労力不足、借受人は相手方の要望で、下限面積も満たしておりますので問題はないと思います。

許可相当と思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。6番の案件について説明します。

これは農道を造るために売買によって所有権を移転するという事で、自己農地への進入道路を確保するためです。土地の所在は岱明町鍋、地目、畑、面積は125㎡です。権利を設定して所有権移転をしようとする内容については、この現地調査をする前に事前調査を自分とこの申請人に会って確認いたしまして、今までというか数年前までは家の間から進入して作物をされておったが、近年は家が建って進入ができなくなったということで、ミカンを作っておられましたけれども枯れてしまったという、実際見てからなるほどという感じはいたしました。それで、どうにも畑が作物とかできないということで、自分の畑に通じる農地をですね、同じ区の中で作っておられますその方に相談をして、自分から何とか譲ってもらえないかということで契約されてオッケーが出て、それでこの申請ができたということになります。現状何ら問題はなく、そのままの状態農道として使用するのみですので、何ら近くに迷惑かけることもなく、許可相当と思います。

よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推15番（大家 泉君） 推進委員番号15番、大家です。7番の案件につきまして説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子でありまして、親から子への贈与をするもので何ら問題な

いと思いますが、審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願ひいたします。

○17番（中山一久君） 17番農業委員、中山です。8番の案件について御説明します。

貸人と借人は親子関係で、農業後継者に経営移譲するため親子間の使用貸借を設定するものです。何ら問題ないと思います。

よろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願ひいたします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番、坂門です。9番の件について御説明いたします。

譲渡人は高齢のため労力不足、譲受人の農業法人は規模拡大の希望で、1,007㎡のミカン畑の売買の申請が出ております。この際の農業法人は、農地所有適格法人の要件全て満たしております。また、1月31日の現地調査で、関係する農業委員と現地調査した結果、何ら問題ございませんでした。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請につきまして、ただいま委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第5号農地法第3条の規定による許可申請9件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第5号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第6号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

それから、議第6号には受付番号2番と3番につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局で読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願ひいたします。

議第6号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農

地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岱明町大野下の畑500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が岱明町高道の田、現況宅地53㎡で、転用目的は店舗としての宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が横島町横島の田、現況宅地395㎡で、転用目的は個人住宅兼駐車場等としての事業用地です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

5ページをお願いいたします。

4番、申請物件が天水町立花の畑272㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第7号11番と関連しております。

以上4件、合計1,220㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る1月31日及び2月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。1番の案件について説明します。

申請地は、岱明中南西側100mぐらいの位置です。申請人は同町高道地区に住んでいます。昨年、父の死去により相続した土地です。現在の住居は老朽化が進み、増改築を行ってきましたが、借地だったことから相談し、相続した土地に新築を計画し、夫婦、母、3人で入居する予定です。本件土地を選定したということでした。申請地の周辺は、南側は道路、西側は住宅、北、東側は海です。地目は畑ですが、分筆し500㎡に宅地、半分は農地で家庭菜園をするそうです。雑排水については、

市の上下水道があり、これに接続し利用します。雨水については、道路側溝に流します。造成予定の土地は平地で、道路より少々盛土をし、境界にはブロックを設置し、土砂の流出を防止します。万が一周辺農地等に被害が生じたときは、申請人が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地確認した結果、特に問題がないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番につきましては始末書が出ていますので、事務局の担当で読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号2番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員番号12番、高本です。2番の案件について説明します。

場所は高道小学校より東に300mほど行った場所で、今回53㎡の転用の申請です。先ほど説明もありましたとおり、本件土地は申請人が本件土地を含めた場所に店舗を建築しましたが、建物が本件土地にかかっていること、違反転用していることが判明したために、今回解決に転用になりました。本件は既存店舗が占有しており、この転用は必要なものであると判断しました。

給排水については、転用部分には必要ありませんが、既存宅地は町上下水道により給水、雨水につきましては、敷地内浸透をさせます。万が一周辺農地等に被害が生じた場合、恐れがある場合は、申請人が責任をもって解決するそうです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番に始末書が添付されていますので、担当者が読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、受付番号3番の始末書が読み上げられましたので、受付番号3番から4番、順に委員の説明をよろしく申し上げます。

では3番をお願いいたします。

○推15番（大家 泉君） 推進番号15番、大家です。3番の案件について説明いたします。

当事者は以前販売関係の仕事をされておりまして、客の駐車がほどよくできないため、畑地を敷き砂利等を施し駐車スペースの確保をされていました。また、本人も反省されているようですので、皆さん方のよりよき審議をお願いしたいと思

います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。4番の案件について説明します。

申請地は玉名市天水支所から北に約700mのバス路線に沿った農地で、500m圏内に天水郵便局、商工会天水支所、歯科医院等があり、バス路線に沿い住宅が建ち並ぶ場所です。

申請人は熊本市北区の住宅から実家のある天水町の農地に通り、農業を営んでいますが、将来を考え自作地を転用し、妻と子ども3人で個人住宅を計画しているものです。なお、5条で提案されますが、自作地では駐車スペース等が狭いため、隣接する父の土地52㎡を譲り受け、併せて計画するものです。転用面積は272㎡で、施設面積94.19㎡の住宅を建設する計画です。給排水の計画については、給水はボーリングの水源を引き込み、雨水は地下浸透により処理し、処理しきれない分については汚水浸透枳により濾過のうえ、南西側排水路に排水、生活雑排水については合併浄化槽により処理し、雨水浸透枍を経由し南西側排水路に流すということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのこと

です。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請4件につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。3番の案件について、始末書とい

いますか経過説明書とおっしゃいましたが、始末書を提出しなくても大丈夫なのか。経過説明書と始末書はどう違うのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。これについては、御本人が承知の時期にされているのであれば始末書をいただいておりますが、全然自分がわかっていなかった関与していなかったということであれば、経過の説明書をもらっているところ

です。今、聞きたいと思われても亡くなられたお母様には聞くことができないため、恐らくこういうことであつたのではなからうかというところで経過説明書を出してもらっています。

○8番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第6号農地法第4条の規定による許可申請4件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第6号につきましては、許可をすることに決定いたしました。

次に、議第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は11件です。

議第7号につきましては、受付番号4番、5番、それから8番につきまして始末書の添付がありますので、委員の説明の前に担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いいたします。

議第7号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑、現況介在畑264㎡で、転用目的は宅地分譲1区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の田54㎡外2筆、計1,189㎡で、転用目的は宅地分譲5区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が中尾の畑、現況介在畑518㎡外2筆、計898㎡で、転用目的は建売住宅2戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が田崎の畑、現況雑種地402㎡で、転用目的は事業用地拡張、駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が玉名の畑50㎡で、転用目的は宅地拡張、物置、駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町野口の畑181㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が岱明町野口の畑841㎡で、転用目的は宅地分譲4区画です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8ページをお願いいたします。

8番、申請物件が岱明町高道の畑422㎡外1筆、計519㎡で、転用目的は美容室です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。議第3号6番と関連しております。

9番、申請物件が岱明町扇崎の畑498㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町扇崎の畑568㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が天水町立花の畑52㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第6号4番と関連しております。

以上11件、合計5,462㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る1月31日及び2月1日地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、まずは受付番号1番から3番まで順に委員の説明をよろしくお願ひします。連続して説明される場合は続けてお願ひします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

申請地は大学南西700mぐらい、転用目的は、宅地分譲1区画、転用面積は264㎡、周囲は住宅地で境界もブロックで囲まれており、周りに被害を及ぼすこともない。土地の高さも西側道路と同じ高さで、盛土の必要もない。

給排水計画、給水は北東側道路埋設の上下水道より引き込みを行う。生活雑排水は、西側前面道路埋設の下水道に放流、雨水は市道横の側溝に放流する。被害防除計画もしくは被害などが発生したときは、譲受人が責任をもって対処します。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番、3番は同じ委員です。よろしくお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は玉名市のそばにあります。転用面積は1,189㎡、宅地分譲5区画です。給水は公共上水道、雨水は敷地東側溝へ接続、生活雑排水、汚水は公共下水道へ接続、東側と南側にL字ブロックを入れます。万が一被害が発生した場合、申請人が責任をもって対応するとのことでした。

以上、調査をした結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校そばにあります。転用面積は898㎡、建売住宅2棟です。給水、玉名市上水道、雨水は集水桝により処理、道路側溝に流す。汚水は玉名市下水道。万が一被害が生じた場合は申請人が対応するとのことでした。

以上、調査をした結果問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、受付番号4番の始末書を事務局で読み上げをお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） それでは、4番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明します。

申請地は玉名市立八嘉小学校より西側へ500mほどの場所にあります。先ほど事務局から始末書の説明があったとおり、申請地は既に事業用駐車場として使用されております。計画概要としましては、転用面積402㎡で、運送事業用駐車場402㎡になります。給排水計画については特に発生しませんが、雨水については自然浸透をさせるということでした。万が一被害が発生した場合は転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、受付番号5番にも始末書が出ていますので、事務局より読み上げをお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま始末書が読み上げられましたので、まずは受付番号5番から7番まで委員の説明をお願いいたします。

では、5番をよろしくお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。5番の案件について説明いたします。

宅地拡張、申請地は玉名の病院から西に400mの場所で、自宅一部の物置駐車場としての申請です。申請地は自宅北側50㎡で、30cmの盛土をしてブロックで囲い、北側は道路、南側は住宅、北側は譲受人の兄の畑、雨水は敷地内浸透で、一部は裏の水路に、万が一被害が発生した場合は責任をもって対処するとのことです。

以上、調査した結果、特に問題はないと思いますので、審議のほどをよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番、7番は同じ委員なので続けてよろしくお願いたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。6番の案件について説明します。

ここは第3種農地です。申請地は私立高校正門から100m東側で、住宅地に囲まれた宅地です。譲渡地は岱明町野口です。畑181㎡です。譲受人は個人住宅として購入、給排水については、給水は玉名市の水道を引き込み、生活排水も公共下水道に接続します。万が一被害が発生した場合は、受託建設会社が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、7番の案件について説明します。

ここも第3種農地です。申請地は県道玉名長洲線沿いの岱明町野口、建設会社の裏です。住宅地に囲まれた空き地です。譲渡地は岱明町野口、畑841㎡です。譲受人は宅地分譲を通して購入し、分譲住宅4軒を建設する予定です。給排水については、給水が玉名市の水道を引き込み、生活排水も公共下水道に接続します。万が一被害が発生した場合は、受託建設者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の8番についても始末書が出ていますので、事務局で御説明します。

○事務局次長（宮本真由美君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 今、8番の始末書が読み上げられましたので、受付番号8番から最後の11番まで、委員の説明をよろしくお願いたします。

では、8番をよろしくお願いたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。8番の案件について説明いたします。

場所は高道小学校の東側の道路をはさんだ反対側です。使用貸人と借人は親子関係です。両親の住まいの横に借人の住まいもあります。目的は美容室の建築です。木造の平屋で面積は29.53㎡です。北側は住宅があります。東側は4mほどの高低差がありまして、土砂の流出を少なくするために2段階においてブロック、セメントを設置されてあります。北のほうは農地です。南側は歯科医院と個人住宅があります。西側は市道です。給水は市の上水道を使用され、汚水、生活雑排水については公共下水道で放流されます。雨水は自然浸透とし、溢れた分は溜め枡を介して道路の側溝へ放流されます。

現地調査の結果、問題ないものと思いましたが、審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、9番、10番につきましては同じ委員ですので続けてよろしくお願ひいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。転用許可申請の9番、10番を説明します。

申請人は現在玉名市の山田、市営団地に居住しておられ、個人事業主として岱明町鍋松原でアサリの養殖をされております。岱明町鍋地区で自己専用住宅を建築する計画を持っておられ、探しておられて今回土地の所有者に相談し、譲渡の了解をいただいて申請することができたということです。住所、岱明町扇崎、転用の目的は個人住宅です。転用面積498㎡、建築面積は139.12㎡です。給排水計画は市の上水道を利用されます。排水処理につきましては、敷地内に枡を設置され、西側水路に流すということです。生活雑排水は市の公共下水道を利用されます。被害防除計画、周りをブロックで囲み、設置され、土砂の流出を防ぐということでした。万が一被害が出たときは、申請人が責任をもって解決するとのことです。以上です。

10番の案件につきましても土地の設計については9番で説明したとおりです。そこでアサリ養殖事業のため、車両やその他機械等を保管する資材置場を住宅と併せて計画されており、住宅も資材置場も設置ができる土地が見つかり、その所有者に相談し、譲渡の了解を得たということです。所在地については、岱明町扇崎、地目は畑です。転用面積は268㎡、給排水はありません。排水処理、敷地内で自然浸透です。オーバーフローのときは浸透枡を設置して水路に流すということでした。

現地調査の結果、周辺農地に被害はないと思われませんが、万が一それが生じたときは申請人が責任をもって解決するとのことです。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、11番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。11番の案件について説明します。

議案第6号4番で説明したとおりでありまして、譲受人は市の土地を譲り受け、自作地とともに併せて転用し、個人住宅と駐車場を計画するものであります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

5条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第7号農地法第5条の規定による許可申請11件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第7号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第8号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は80件です。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第8号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表、12ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が20件、60,493㎡、利用権設定が52件、156,253㎡、合計72件、216,746㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしているものと判断し御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第8号農用地利用集積計画の決定につきまして、80件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第8号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長(下川 安君) 次に、報告に移ります。報告第3号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第4号農地の形状変更届について、報告第5号許可不要転用届についての27件を事務局に併せて報告をいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。20ページをお願いいたします。

報告第3号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、20ページから25ページまでの24件、合計94,717㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、26ページをお願いします。

報告第4号農地の形状変更について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和5年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件、3,480㎡を届出理由に記載のとおり受理しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

報告第5号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和5年2月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、1,019㎡のうち199㎡を農業用運搬車両の回転場所を含む施設設置のため許可不要転用届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

-----○-----

6. 閉会

○議長(下川 安君) これで本日本日の議案審議、それと報告が終わりましたので、令和5年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後3時01分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年2月6日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 岡田 正治

農 業 委 員 坂本 正敏